

宿泊税の制度概要

宿泊税は、大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊者に負担をお願いするものです。

□宿泊税が課税される施設

宿泊税は、下表のとおり旅館業法をはじめ関係法令の許認可等を受けた施設において課税されます。

区分	種 別	根 拠 法 令
旅館業	旅館・ホテル	旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項の営業施設
	簡 易 宿 所	旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第三項の営業施設
民 泊	特 区 民 泊	国家戦略特別区域法第十三条第五項の認定事業として営む施設
	住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法第二条第三項の住宅宿泊事業として営む施設

□宿泊税の税率

宿泊税は、上記の宿泊施設における1人1泊の宿泊料金^{※1}に応じた税率により課税されます。

令和7年9月1日から宿泊税が課税されない宿泊料金（免税点）が、7,000円未満から5,000円未満に引き下げられるとともに、税率が下表のとおり引き上げられます。

現 在 ▶ 令和7年8月31日まで		令和7年9月1日から	
宿 泊 料 金	税 率	宿 泊 料 金	税 率
7,000円未満	課税されません	5,000円未満	課税されません
7,000円以上15,000円未満	100円	5,000円以上15,000円未満	200円
15,000円以上20,000円未満	200円	15,000円以上20,000円未満	400円
20,000円以上	300円	20,000円以上	500円

※1 宿泊料金に含まれる（含まれない）主なものは次のとおりです。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
・ 素泊まりの料金 ・ サービス料 ・（民泊の）清掃料 ・ 客室変更（アップグレード）による追加料金	・ 消費税、地方消費税、入湯税 ・ 宿泊以外のサービスに要する料金 （飲食・遊興、会議室の使用料、電話代等の立替金）

注：予約サイトや手配旅行の手数料については、宿泊施設が手数料を宿泊料金として取り扱う（計上する）場合、宿泊料金に含めてください。

□納める人（納税義務者）と 納める方法（納税方法）

宿泊税を納める人は、宿泊者（＝納税義務者）です。宿泊料金とともに宿泊税を宿泊施設に支払います。（宿泊施設の経営者に宿泊税を徴収し預かっていただきます。）

【納める方法（納税方法）】

宿泊施設の経営者が、宿泊者から徴収し預かった宿泊税をとりまとめ、大阪府に申告し納入します。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設の経営者が「特別徴収義務者」となります。



宿泊施設の経営者は「特別徴収義務者」として登録する必要があります。

宿泊税は「月税」です。各月の初日から末日までの宿泊について、宿泊者から徴収した宿泊税をとりまとめ、翌月の末日までに「宿泊税納入申告書」により申告し、その申告額を納入していただきます。

特別徴収制度では、宿泊者が宿泊税を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を納入する義務があります。

【※裏面も御確認ください】

□宿泊税の申告納入

宿泊税の申告納入に必要な書類（「宿泊税納入申告書」及び「納付書」）は登録後に送付させていただきます。
Excel 版の「宿泊税納入申告書」もご用意しています。
申告書の提出は、郵送でお願いします。（あて先は、下記「問い合わせ先」の「なにわ北府税事務所」です。）
また、宿泊税の納入申告はエルタックスにより電子で行うこともできます。



「地方税共同機構」が運営する全国地方自治体の共同システムです。

- ・電子申告には電子証明書が必要です。
- ・操作方法等の詳細については、地方税共同機構にお問合せください。

基本的な操作手順
(大阪府・簡易版)はこちら▶



前述のとおり宿泊税の申告納入期限は「各月の初日から末日までの宿泊分」▶「翌月の末日」※2です。

申告納入期限を過ぎて申告を行った場合、「不申告加算金」がかかります。納入期限を過ぎることの無いよう御注意ください。

$$\text{不申告加算金} = \frac{\text{申告税額}}{\text{千円未満切り捨て}} \times 5\% \quad \text{※算出した加算金が千円未満のときは、その全額を切り捨てます。}$$

※2 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日が申告納入期限になります。

□特別徴収義務者徴収奨励金

申告納入期限内に申告し、かつ納入いただいた税額を算出基礎として「特別徴収義務者徴収奨励金」を交付させていただきます。

徴収奨励金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としており、交付額等は次のとおりです。

【交付時期と交付対象期間】毎年11月中に交付します。奨励金の交付額を算定する期間は前年度申告分（3月宿泊分から翌年2月宿泊分）です。

【交付額】

$$\text{徴収奨励金} = \text{前年度の納期内完納税額} \times \text{交付率}$$

2.5%	12か月分すべて納期内完納した場合
2.0%	1か月でも納期内完納していない場合
1.0%	前年度に加算金を伴う増額更正又は決定処分を受けた場合

□修学旅行の課税免除

令和7年4月1日から修学旅行については、宿泊税の課税が免除されています。（万博開催期間終了後も継続して課税が免除されます）。

- ・修学旅行や学習指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」※3が課税免除の対象で、学校長が発行する「修学旅行であることの証明書」を宿泊施設に提出することが要件です。
- ・上記の証明書は宿泊施設で保管してください。
- ・対象者は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校、幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者※4です。

※3 クラブ活動は対象となりません。

※4 生徒等の引率を行う学校の関係者や、介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等です。旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

□御留意いただきたい事項

○宿泊税の表示方法

宿泊税は外税です。宿泊料金と分けて表示してください。

宿泊料金を宿泊税と消費税及び地方消費税を含めた税込みで表示する場合は、料金の整合性が取れるよう、次のとおり税込料金を算出してください。

$$\text{宿泊料金} + (\text{宿泊料金} \times \text{消費税率 (10\%)}) + \frac{\text{宿泊料金に応じた宿泊税率}}{\text{1.1}} = \text{税込み宿泊料金}$$

領収書には宿泊税の名称とその税額を記載してください。日本語表記「宿泊税」、英語表記「Accommodation Tax」

◆問い合わせ先◆ **大阪府なにわ北府税事務所** 【担当】宿泊諸税課 宿泊税担当
〒530-8502 大阪市北区西天満3丁目5-24
TEL 06-6362-8611（代表） FAX 06-6362-8645